

インドネシア国籍取得届出の方法に関する大臣令

インドネシア共和国国籍に関する法律 2006 年第 12 号第 41 条および第 42 条に基づくインドネシア共和国国籍の取得および再取得のための届出方法に関するインドネシア共和国法務人権大臣令 M 01-HL.03.01TAHUN2006

偉大なる神の恵みとともに
インドネシア共和国法務人権大臣

インドネシア共和国法律 2006 年第 12 号第 43 条実施のため、インドネシア共和国国籍に関する法律 2006 年第 12 号第 41 条および第 42 条に基づくインドネシア共和国国籍の取得および再取得のための届出方法に関するインドネシア共和国法務人権大臣令を定める必要性を考慮し、インドネシア共和国国籍に関する法律 2006 年第 12 号(インドネシア共和国官報 2006 年第 63 号、インドネシア共和国官報第 4634 号別添)、および法務人権省の機構・職務に関する法務人権大臣令 NoM.03-PR.07.10 TAHUN2005 に鑑み、インドネシア共和国国籍に関する法律 2006 年第 12 号第 41 条および第 42 条に基づくインドネシア共和国国籍の取得および再取得のための届出方法に関するインドネシア共和国法務人権大臣令を定める。

第 1 章 一般規定

第 1 条 本大臣令において、

1. 子とは、インドネシア共和国法律 2006 年第 12 号の制定以前に出生し、18 歳未満かつ未婚のものをいう。
2. 申請者とは、外国に居住しているインドネシア人で、インドネシア共和国在外公館への届出を行わなかったために、インドネシア共和国法律 2006 年第 12 号の制定以前にインドネシア共和国国籍を喪失したものをいう。
3. インドネシア共和国在外公館とは、インドネシア共和国大使館、インドネシア共和国総領事館、インドネシア共和国領事館またはインドネシア共和国常駐代表部をいう。
4. インドネシア共和国国籍問題を処理するため大臣により指定された官吏を以下官吏と称し、これは法務人権省地域事務所長をいう。

第 2 章 子がインドネシア共和国国籍を取得するための届出方法

第 2 条 インドネシア共和国国籍取得のため届出を行うことができる子とは、以下のとおり。

- a. インドネシア人の父と外国人の母との正式な婚姻により出生した子
- b. 外国人の父とインドネシア人の母との正式な婚姻により出生した子
- c. 正式な婚姻外で外国人の母から出生し、18 歳未満かつ未婚のうちにインドネシア人の父

により認知された子

- d. インドネシア共和国外でインドネシア人の父と母から出生し、出生国の法令により出生とともにその国籍が付与された子
- e. 正式な婚姻外で出生してインドネシア国籍を有する18歳未満かつ未婚の子で、外国籍を有する父によって正式に認知された子
- f. 5歳未満で、インドネシア国籍を有し、裁判所の決定に基づいて外国人により正式に養子にされた子

第3条

- (1) 上記2条の子がインドネシア共和国国籍を取得するための届出は、父または母あるいは親権者が、十分な印紙の貼付された書面を用いて行う。
- (2) インドネシア国内に居住する上記2条の子のための上記(1)の届出は子の居住地を管轄する法務人権省地域事務所長を通じて大臣へ提山される。
- (3) インドネシア国外に居住する上記2条の子のための上記(1)の届出は子の居住地を管轄するインドネシア共和国在外公館を通じて大臣へ提出される。
- (4) 上記(3)の子の居住地にインドネシア共和国在外公館が存在しない場合、届出は最も近いインドネシア共和国在外公館の長を通じて行われる。

第4条

- (1) 3条に述べられた届出は、必ず以下を含むものとする。
 - a. 父または母あるいは親権者の氏名および住所
 - b. 両親の氏名、出生地、生年月日および国籍
 - c. 子の氏名、性別、出生地、生年月日、既婚未婚の別および両親と子の法的な家族関係
 - d. 子の国籍
- (2) 上記(1)の届け出には以下のものを添付しなければならない。
 - a. 然るべき権限を有するインドネシア共和国の官吏または在外公館によって承認された子の出生証明書の写し
 - b. 両親または親権者による子が未婚であるという宣誓書
 - c. 然るべき権限を有するインドネシア共和国の官吏または在外公館により承認された、有効期限内の両親の身分証明書(KTP)または旅券の写し
 - d. 子の最新の写真(カラー)、サイズ4×6を6枚
- (3) 上記(2)の他に以下を添付する。
 - a. 正式な婚姻により出生した子の場合、然るべき権限を有するインドネシア共和国の官吏または在外公館により承認された両親の婚姻証明書(AktePerkawinan/BukuNikah)あるいは離婚証明書/離縁状の写し、あるいは父また

は母の死亡証明書の写し

- b. 認知あるいは養子縁組された子の場合、然るべき権限を有するインドネシア共和国の官吏または在外公館により承認された認知証明書あるいは養子縁組に関する裁判所の決定書の写し
- c. インドネシア共和国内に居住する 17 歳に達した子の場合、然るべき権限を有する官吏により承認された外国人身分証明書(KTPWargaNegaraAsing)の写し
- d. インドネシア共和国内に居住し身分証明書所持義務のない子の場合、然るべき権限を有する官吏によって承認された両親の家族票(KartuKeluarga)の写し

第 5 条

- (1) インドネシア共和国の官吏または在外公館は、第 4 条の届出につき、届出を受理した日から 14 勤務日以内に届出書類の不備につき審査を行う。
- (2) 第 4 条の届出に不備のあるときは、インドネシア共和国官吏または在外公館の長は、届出書類の不備を解消させるため、届出を受理した日から 14 勤務日以内に、届出を行った両親または親権者へ届出を返却する。
- (3) 届出に不備なしと認めた場合、インドネシア共和国の官吏または在外公館の長は、届出を受理した日から 14 日以内に、上記第 4 条の届出を大臣に提出する。
- (4) 上記(2)における届出の返却および上記(3)における届出の大臣への提出には、本大臣令別添 II および III に記載されている様式を使用する。

第 6 条

- (1) 大臣は、インドネシア共和国の官吏または在外公館から届出を受領した日から 14 勤務日以内に、第 5 条(3)の届出の不備につき審査を行う。
- (2) 第 4 条に照らし届出に不備のある時は、大臣は、届出の不備を解消させるため、届出を受理した日から 14 勤務日以内に、届出を提出したインドネシア共和国の官吏または在外公館へ届出を返却する。
- (3) 届出に不備なしと認めた場合、大臣は、インドネシア共和国の官吏または在外公館から届出を受理した日から 30 勤務日以内に、国籍取得のための決定を行う。

第 7 条

- (1) 第 6 条(3)の決定書は、以下の規定に従い、3 通作成される。
 - a. 1 通目は、インドネシア共和国の官吏または在外公館を通じて、両親または親権者へ与えられる
 - b. 2 通目は、保存用として、インドネシア共和国の官吏または在外公館へ送付される
 - c. 3 通目は、大臣の保存用とする
- (2) (1)a,および b.の大臣決定書は、大臣の決定があった日から 14 勤務日以内にインドネシ

ア共和国の官吏または在外公館へ伝達される。

- (3)インドネシア共和国の官吏または在外公館は、大臣決定書を受領した日から 14 勤務日以内に、上記(1)a.の大臣決定書を、両親または親権者へ伝達する。

第 8 条

- (1) 第 2 条の子がインドネシア共和国国籍を取得するための届出は、2010 年 8 月 1 日以前に不備のない状態で提出されたものに限り手続きが行われる。
- (2) 第 2 条の子がインドネシア共和国国籍を取得するための届出が郵送により行われる場合、2010 年 8 月 1 日以前の消印を有し、不備のない状態で提出されたものに限り手続きが行われる。

第 3 章インドネシア共和国国籍再取得の方法

- 第 9 条 インドネシア共和国外に 5 年以上居住し、インドネシア共和国の在外公館に届け出をせず、インドネシア共和国法律 2006 年第 12 号の制定以前にインドネシア共和国国籍を喪失したインドネシア人は、二重国籍とならない限りにおいて、インドネシア共和国法律 2006 年第 12 号の制定後 3 年以内にインドネシア共和国の在外公館に届出を行うことにより、インドネシア共和国国籍を再取得することができる。

第 10 条 省略

第 11 条 省略

第 12 条 省略

第 13 条 省略

第 14 条 省略

第 15 条 省略

第 4 章終章

- 第 16 条 本大臣令の円滑、正確かつ慎重な実施のため、大臣は、必要に応じて作業部会を設置し対処させる。

- 第 17 条 本大臣令は、本大臣令決定の日から施行される。

2006 年 9 月 26 日

ジャカルタにて決定

インドネシア共和国

法務人権大臣